

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

【EXPERT VIEW】

今回は最近お客様のご関心が高いテーマについて専門家の意見をご紹介します。なお、新税制における納税申告実務は本年が初めてとなっており、お取引の実行に際しましては、貴社顧問税理士・公認会計士等の専門家へのご確認をお願い申し上げます。

中国子会社の 2009 年度決算配当に外国子会社益金不算入制度が適用されるか

本稿は、中国子会社から日本法人が受取る 2009 年度決算配当が、外国子会社益金不算入制度の適用を受けるか、に関する考察である。

改正附則の解釈

日本の租税特別措置法改正法附則第 44 条第 5 項(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)前段では、「内国法人(日本本社)の施行日(2009 年 4 月 1 日)以後に開始する事業年度において当該内国法人に係る旧租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項に規定する特定外国子会社等(中国子会社)から受ける新租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ)については、新法人税法第 23 条の 2 の規定(外国子会社益金不算入制度)は、適用しない。」とある。

括弧書きで(当該特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る)とあることから、『中国子会社の施行日後に開始した事業年度に係る剰余金の配当等の額』、については同法の適用がある、と解釈できる。

「事業年度に係る」の解釈であるが、「その配当等に係る基準日¹の属する事業年度」に係る剰余金の配当等の額、であると解釈される。

したがって、制度の施行日前の事業年度である、2009 年 1 月 1 日開始年度(及びそれ以前の年度)に生じた利益に係る配当等であったとしても、制度の施行日後に開始した事業年度(2010 年度)に属する配当基準日において、中国の関連法規に基づき配当の実行を決定するのであれば、当該配当基準日の属する事業年度にかかる配当等として、外国子会社益金不算入制度の適用を受けることができよう。

中国法における「配当基準日」の考え方

日本の税法改正との関係で、中国の配当基準日²の考え方が議論になっている。ここでは、当該配当基準日が年度末日(12 月 31 日)か、それとも董事会(日本法上の取締役会に相当)または出資者総会(日本法上の株主総会に相当)の配当決議日かを検討する。

中国法における配当は、企業所得税引後の分配利益を出資者(株主)に分配することである。中国における納税年度は会計決算と同じく暦年を基準とするものであり(企業所得税法第 53 条)、ここで当該年度の分配可能利益が算出される。

¹事業年度と剰余金の配当等との関係がある制度(受取配当益金不算入制度、特定同族会社の留保金課税制度、所得税額控除制度、間接外国税額控除制度、外国子会社合算税制等)については、会社法の創設を受けて行われた平成18年度改正により、この両者の関係を示す文言に「基準日」を用いることとされる。会社法124条により、いつの事業年度分の配当かという考え方がなくなり、会計上は、その配当の支払の効力発生日の属する事業年度の剰余金を減少させることとなったため、法人税においても、平成18年度改正において原則として会計と同様の処理に変更された。

附則44条5項の「特定外国子会社等の……事業年度に係るもの」の事業年度がどの事業年度であるかについても、基本的には平成21年度税制改正前の特定子会社等の支払配当等におけるものと同様の考え方により、特定外国子会社等の配当等の支払に係る基準日の属する事業年度と解するのが適当と考える。

² 特定外国子会社等の配当等の支払に係る基準日

一方、中国会社法(2006年1月1日改正施行)第75条では、会社が5期連続して株主に対し利益分配を行わず、当該5カ年度において会社に利益があり、かつ本法に定める利益分配条件を満たしている場合、出資者(株主)総会の当該決議(配当しないという決議)に反対票を投じた株主は会社に適正な価格でその持分を買い取るよう請求することができる、と定めている。配当を行うか否かの判断は会社の執行機関及び出資者総会による多数株主の総意に委ねられる一方で、少数株主を保護するとの主旨である。利益があっても必ずしも配当しないことが許されていることから考えて、配当可能利益は会計年度末において確定するものの、配当を受理できるか否かの権利関係は未確定である。たとえそれが、持分買取請求により、未処分利益相当額が買取価格に含まれたとしても、買取価格は企業価値から独自に評価・決定されるべきものであって、配当可能利益との間に直接的な関係はない。

配当基準日に関し、中国の関連法規上は直接的に規定している条項はないが、外商投資企業を含み適用される中国会社法のいくつかの条項は「配当基準日」に関連するものである。中国会社法第25条(有限会社の定款)、第35条(配当の原則)、第47条第(5)号(董事会の権限)、第75条第1項第1号、第82条第(9)号(配当の方法)、第140条、第167条第4項、等がある。たとえば、第140条では、「株主総会の開催前20日間または会社が配当分配を決める基準日前5日間は、前項で定める株主名簿の変更登記をしてはならない³」などとあり、これらの条項に鑑み、中国会社法の主旨として、法における「配当基準日」は、事業年度(納税年度)の末日ではなく、会社(一般的に董事会或いは株主総会)の決定に委ねているのである。

日本の改正税法の主旨と実務対応

例えば、中日合弁会社の中国側出資者持分の全てを日本側出資者に譲渡する譲渡契約が2010年1月に締結され、出資者変更登記が同年3月に完了し、4月に董事会による2009年度配当決議が行われる場合においては、董事会の主席者は日本側出資者のみであり、配当も日本側出資者に全て分配されることは明らかであろう⁴。

法定文書及び適法な機関の手続によって配当基準日が別途定められていない場合においては、2010年以降に開催される董事会において決定される2009年度配当は、その機関決定の日の属する事業年度の開始の日(2010年1月1日)が改正法施行日の後として、外国子会社益金不算入制度が適用される、と解釈することが妥当である。

一方で、中国会社法第25条「有限責任会社の定款には次の事項を記載しなければならない。…(中略)…(8)号 株主総会が定める必要があると認めるその他の事項」、第82条「株主有限責任会社の定款には次の事項を記載しなければならない。…(中略)…(9) 会社の利益分配方法」等にもあるように、会社定款において配当基準日を記載することを法律が妨げているわけではなく、定款の記載(「会計年度末を配当基準日と定め、当該基準日現在の出資者に対し董事会において利益処分額を確定する」など)及び董事会決議(「2009年度末現在の分配可能利益を同日における出資者に対し、その持分比率に応じて下記のとおり配当する(以下略)」など)において、配当基準日を会計年度期末日とするとの記述がある場合には、配当基準日を含む事業年度が2009年1月1日となるため、外国子会社益金不算入制度の適用はなく、配当益金算入及び外国税額控除制度の適用を受ける。

今回の日本における税法改正の主旨は、海外の子会社に留保された利益を日本に還流させ日本国内における研究開発等の促進を図るものである。

したがって、配当基準日のみだりな変更は行うべきではなく、一旦、定款に定めた場合はその継続適用が求められることも法の主旨に含まれることをここに喚起して本稿を締めくくりたい。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

³ 中国語原文は「股东大会召开前二十日内或者公司决定分配股利的基准日前五日内，不得进行前款规定的股东名册的变更登记」となる。

⁴ 中国側出資者は当然ながら譲渡価格に2009年度利益相当額を加味することを要求するであろうが、当該利益相当額は配当とは分けて考える必要がある。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆**中国春節期間中 観光、消費ともに好調**: 国家観光局が 20 日に発表した春節期間中(13 日～19 日)の統計によると、中国国内旅行者数は前年比+14.8%の 1 億 2,500 万人にのぼり、観光収入は同+26.9%の 646.2 億元となった。海外旅行者の全体数は発表されていないものの、台湾への旅行者数は 3.5 万人と前年比 169%増加し、上海、北京から 1 千人規模で編成された米国への団体旅行客は、一人あたりの平均消費額が 6,000 米ドルに上るなど、旺盛な消費力が窺える結果となった。また、商務部の発表によると、春節期間中、各地でショッピングセールや春節用品展等の販売促進イベントが開催され、全国の小売売上高は、前年比 +17.2%の 3,400 億元となった。

◆**雇用状況調査 企業は求人難を懸念**: 人的資源・社会保障部は 26 日、春節前に全国 13 省の 26 都市と 27 省の 90 県で、企業 3,239 社と農村帰省労働者 9,081 名を対象に実施した雇用状況の調査結果を発表した。企業に対する調査では、「春節後に雇用拡大予定」とした割合が 9 割と、金融危機前と同水準か、それより高い割合となった他、7 割が「求人に苦労する」と回答し、昨年調査時を 5 ポイント上回った。地域別では、東部に比べ中西部地区企業の労働力需要の高まりが顕著であった。一方、農村帰省労働者に対する調査では、春節後に都市に戻る人の割合が 62%と前年比 6 ポイント低下、うち元の職場に戻る人は 74%で、その他は、「収入が低い」、「残業が多い」、「技術を学べない」等の理由で元の職場には戻らないと回答。また、労働者側が今年の昇給率を前年比+14%と期待したのに対し、企業は+9%を予定とし、両者の思惑のギャップも明らかとなった。

【貿易・投資】

◆**1 月 中国の対 ASEAN 貿易 大幅増加**: 25 日、商務部と税関総署が発表した 1 月の貿易統計によると、中国-ASEAN 間の貿易総量は 214.8 億米ドルに達し、前年同月比+80.0%と大幅に増加した。うち、輸出が同 +52.8%の 105.5 億米ドル、輸入が同+117.3%の 109.3 億米ドルで、3.8 億米ドルの貿易赤字となった。今年 1 月から FTA に基づき、中国、ASEAN の双方で約 7,000 品目の関税が撤廃されたことを背景に、同地域の貿易量が急増している。特に、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポールの輸入増加が顕著で、また、ASEAN は日本を抜き、中国にとって第 3 位の貿易パートナーに浮上した。

◆**1 月 対内直接投資は引き続き増加**: 商務部のデータによると、対内直接投資の新規件数は、2009 年 11 月から前年比増加に転じ、2010 年 1 月は前年同月比+24.73%の 1,866 件、投資額(実行ベース)は 2009 年 8 月以来 6 ヶ月連続の増加で、2010 年 1 月は同+7.79%の 81.29 億米ドルとなった。投資分野別に見ると、農林水産業が同+88.87%と増加が顕著で、サービス業は同+26.52%、うち、不動産は同▲6.04%と減少した。なお、製造業は同▲11.57%と低迷している。

【金融・為替】

◆**銀監会 融資業務管理をさらに強化**: 中国銀行業監督管理委員会(銀監会)は 2 月 12 日付けで、「流動資金貸付管理暫定弁法」(*)と「個人貸付管理暫定弁法」を発表し、いずれも即日実施とした。昨年 7 月に発表された固定資産、プロジェクトの融資管理規定と合わせ、銀行業の融資業務管理における法的枠組みが整ったという。個人貸付の規定については、個人貸付業務を規範化することで、同業務のリスクの防止と健全な発展を目指すものとなっている。具体的には、資金使途が確定できない場合、借入人への貸出を禁止するとし、一部例外を除き、基本的に銀行から直接用途先へ支払うこととし、資金の使途管理を強化している。また、銀行に対し、貸出前の借入人との面談実施、面前での本人による契約署名・捺印を義務付け、借入人の身元確認を強化することで、資金の不正流用を防止するという。

(*:「流動資金貸付管理暫定弁法」について、[「BTMU CHINA WEEKLY」2010 年 3 月 1 日特別号](#)をご参照)

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)		上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比		前日比
2010.2.22	6.8290	6.8261~6.8297	6.8264	-0.0066	7.4521	-0.1427	0.8791	-0.0004	9.2850	-0.0383	1.4800	3149.13	-15.52	
2010.2.23	6.8268	6.8265~6.8320	6.8267	0.0003	7.5027	0.0506	0.8796	0.0006	9.3176	0.0326	1.7000	3127.21	-21.92	
2010.2.24	6.8271	6.8268~6.8275	6.8270	0.0003	7.5579	0.0552	0.8793	-0.0003	9.2305	-0.0871	1.6566	3168.85	41.64	
2010.2.25	6.8272	6.8263~6.8274	6.8268	-0.0002	7.6331	0.0752	0.8793	-0.0000	9.2096	-0.0209	1.6910	3209.19	40.34	
2010.2.26	6.8267	6.8259~6.8268	6.8260	-0.0008	7.6420	0.0089	0.8793	0.0000	9.2682	0.0586	1.7500	3200.05	-9.14	

RMB レビュー&アウトルック

実需筋の米ドル買い需要に昨年末以来となる 6.83 台まで下落し春節の大型連休に入った人民元であるが、約 1 週間ぶりに再開した 22 日の為替市場では 6.8290 で寄り付きとなった。その後は、一時的に 6.83 台まで下落する場面が見られたものの総じて年初来の水準である 6.82 台後半での小動きとなり 6.8260 で越週となった。尚、連休前に預金準備率の引き下げが発表されていたが市場への影響は限定的となった。輸出の回復について当局者より慎重な見通しが伝えられており、また 5 日からは中国の国会に相当する全国人民代表大会が始まることもあり、市場に大きな影響を及ぼす政策変更は手控えられることが予想され、今週の人民元為替相場は、現状水準での推移が維持される可能性が高いだろう。(2 月 26 日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。